平成２３年（フ）第７７号
栃木県小山市大字千駄塚576番地16、従前の住所栃木県小山市大字横倉新田188番地23
債務者　岡村　勝彦（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３０４号
川崎市川崎区小田４丁目32番８号　ハローレジデンス202
債務者　中川　博人
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第９６９５号
千葉県鎌ケ谷市丸山１丁目９―21
債務者　鳥飼　八重
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７４号
愛知県みよし市三好丘旭２丁目11番地10　グラン・シャリオＣ棟201号
債務者　中野　朋恵
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
愛知県安城市桜井町森田70番地６　コーポラススギウラ307
債務者　太田　敏夫
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月５日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７４０１号
東京都中野区江古田２丁目10―８―303
債務者　佐藤　和彦（旧姓猪越）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５８６号
東京都葛飾区西亀有１丁目12―６―107
債務者　藤井　好美
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０号
川崎市宮前区土橋５―４―８―404　成毛幸子方、住民票上の住所川崎市宮前区南平台20番61―408号
債務者　大島　浩治
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７６号
愛知県岡崎市宇頭町字池下２番地11　山本アパート
債務者　相津　孝司
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
北海道帯広市西17条南38丁目１番11号
債務者　伊藤　　徹
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
北海道帯広市西２条南23丁目７番地
債務者　白澤千恵子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４９３号
千葉県柏市増尾台１丁目15番20号
破産者　有限会社キャラバンオート
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９３２号
最後の住所　宮城県黒川郡富谷町とちの木１丁目21番５号
破産者　亡岩倉博相続財産
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０３号
仙台市太白区八木山本町１丁目５番地１ライオンズマンション309号室
破産者　株式会社富士設備
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１３号
仙台市青葉区中央４丁目７番17号
破産者　株式会社グラフイツクアーツ
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
栃木県那須塩原市二区町403番地28　リファインドＡ―105号、前住所栃木県那須塩原市南郷屋４丁目139番地23　オーク・ヴィレッヂＣ―105号
破産者　大沼久美子（旧姓髙橋）
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第２０号
栃木県那須塩原市松浦町121番地42
破産者　有限会社相楽組
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部